

きびしん後見支援預金

【平成30年10月1日現在】

1. 商品名	●きびしん後見支援預金 ※後見制度による支援を受ける方(ご本人)の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人ご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理するものです。
2. 販売対象	●家庭裁判所が後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した個人の方
3. 契約期間	●期間の定めはありません。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●「指示書」に基づき取扱う。 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●「指示書」に基づき取扱う。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●変動金利 ●店頭表示の利率とします。 ◎利率が変更された場合は、変更日前日までは旧利率を、変更日以降は新利率を適用します。 ●毎年3月と9月の利息決算日(第2土曜日)に、前回利息決算日の翌日から今回利息決算日までの利息を算出し、利息決算日の翌日に入金します。 ●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 税金	●利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●不要
9. 付加できる特約事項	●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●ございません。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際

	には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる事項	●預入、払戻において、家庭裁判所の「指示書」が必要となります。 ●口座取引店のみを窓口として取り扱うものとします。 ●キャッシュカードは発行できません。 ●ATMでのご利用はできません。 ●通帳式のみ取り扱いとなります。 ●総合口座の取扱はできません。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

吉備信用金庫

2018-144